時津町小規模工事等契約希望者登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、本町が発注する小規模な維持、修繕等の工事（以下「小規模工事等」という。）について、町の入札参加資格審査申請が困難な法人及び個人事業者（以下「小規模事業者」という。）を登録し、これに登録された当該事業者に受注機会を積極的に与え、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

（対象となる契約）

第２条　小規模工事等の対象となる契約は、別表に掲げる工事のうち、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、契約金額が消費税を含み１３０万円未満のものとする。

（登録できる者）

第３条　登録することができる小規模事業者は、町内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 時津町が行う公共工事等の指名に関する要綱（平成１４年告示第６号）第４条に規定する有資格者名簿に登載されている者

(2) 心身の故障により小規模工事等を適正に行うことができない者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(4) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

(5) 町税を滞納している者

(6) その他小規模工事等における契約の相手方として不適当と認められる者

（登録の申請）

第４条　登録を希望する者は、時津町小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 法人にあっては、登記簿謄本の写し

(2) 個人にあっては、住民票、運転免許証の写し、健康保険証の写し等の氏名及び住所が確認できる書類

(3) 町税の完納証明書

(4) 登録しようとする業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

２　前項の規定による登録の申請は、総務部行政管理課において随時行うことができる。

（登録名簿への登載）

第５条　町長は、前条の規定による登録申請書を受理したときは、その内容を審査し、時津町小規模工事等契約希望者登録名簿（様式第２号。以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

（登録の有効期間）

第６条　登録の有効期間は、前条に規定する登録名簿に登録した日の属する年の４月１日から同日後最初に到来する基準年（平成２５年及び同年後２年ごとに到来する年をいう。）の３月３１日までとする。

（登録事項の変更）

第７条　登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、時津町小規模工事等契約希望者登録変更届（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第８条　登録者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、時津町小規模工事等契約希望者登録廃止届（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

(1) 廃業等により営業できないとき。

(2) 資格、免許等を有しなくなったとき。

(3) 登録を辞退したいとき。

（登録の取消し）

第９条　町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第３条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 倒産し、又は破産したとき。

(3) 当該小規模工事等契約に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

（登録者の取扱い）

第１０条　町長は、小規模工事等に該当する契約の発注に係る事業者の選定に際しては、登録者に対し、積極的に見積りに参加する機会を与えるよう努めるものとする。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

制定文　抄

平成２３年４月１日から適用する。

改正文（平成２７年１２月２４日告示第６７号）抄

平成２８年４月１日から適用する。

改正文（平成２８年２月１７日告示第２号）抄

平成２８年４月１日から適用する。

改正文（令和元年１０月１９日告示第２６号）抄

告示の日から適用する。